

令和3年度

# 定期監査報告書

(第1期)

横手市監査委員



監 第 5 3 号  
令和3年7月28日

横 手 市 長	高 橋 大 様
横手市議会議長	播 磨 博 一 様
横手市教育委員会教育長	伊 藤 孝 俊 様

横手市監査委員 柴 田 恒 宏  
横手市監査委員 飼 田 一 之  
横手市監査委員 木 村 清 貴

#### 定期監査の結果報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき、令和3年度の定期監査（第1期）を横手市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、次のとおり結果を報告します。

この監査結果に基づき、又はこの監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第14項の規定により通知願います。



# 目 次

1	監査の期間及び対象課等	1
2	監査の範囲	1
3	監査の方法	1
4	監査の着眼点	1
5	監査の結果の概要	2
6	まとめ	3

## 別添 監査の結果

(1)	財務部	4
(2)	まちづくり推進部	4
(3)	農林部	5
(4)	商工観光部	5
(5)	議会事務局	6
(6)	教育委員会事務局	6



# 令和3年度 定期監査報告（第1期）

## 1 監査の期間及び対象課等

令和3年4月2日（金）～令和3年7月14日（水）

実地監査日	対象課等（22機関）
5月11日（火）	横手の魅力営業課、観光おもてなし課、財政課、議会事務局、企業誘致課、商工労働課
5月13日（木）	農林整備課、農業振興課、食農推進課、図書館課
5月18日（火）	境町公民館、地域農産物等活用型総合交流促進施設ふるさと館、黒川公民館、交流促進施設オアシス館、栄公民館、総合交流促進施設さかえ館、横手中央公民館、女性センター
5月19日（水）	旭公民館、総合交流促進施設旭ふれあい館、朝倉公民館、総合交流促進施設あさくら館

## 2 監査の範囲

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、令和2年度（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）における財務に関する事務の執行状況及び経営に係る事業の管理状況について、行政監査的要素を取り入れ実施した。

## 3 監査の方法

事前に各課等から、職員業務担当一覧、補助金の状況、契約一覧、公金収納状況及び施設の各種法令に基づく点検状況等についての資料提出を求め、諸帳簿等関係書類を抽出調査するとともに、関係職員に対する質問や実査等の方法により監査した。

## 4 監査の着眼点

監査の主な着眼点は、次のとおりである。

- (1) 収入事務及び支出事務は、適正に行われているか。
- (2) 補助金等の事務手続きは、関係法令等に基づき適正に行われているか。
- (3) 契約事務は、関係法令等に基づき適正に行われているか。
- (4) 施設の維持管理及び消防法等に基づく防火・防災対策は、適正に行われているか。

るか。

- (5) 行政財産使用許可事務手続きは、適正に行われているか。
- (6) 物品の管理は適正に行われているか。
- (7) 事務処理は、能率的、効率的に行われ、改善すべき点はないか。
- (8) 前回の監査で指摘した事項が適正に改善されているか。

## 5 監査の結果の概要

令和3年度第1期の定期監査は、本庁、議会事務局、図書館課、横手地域の公民館等を対象とし、公金の取扱いをはじめ財務事務処理等が関係法令に基づき適正に行われているかを監査した結果、おおむね適正に行われているものと認めた。

なお、主な所見は次のとおりであるが、個別の指摘事項については、「別添 監査の結果」に記載した。

### (1) 収入事務について

横手地域の公民館において、現金取扱員の任命やつり銭保管の取扱いについて見直しが必要である状況が見受けられた。横手市会計事務規則を再度確認し、適正な事務処理に努められたい。

### (2) 契約事務について

課等において行う契約（横手市契約規則第70条により契約事務の権限を委任された課長が行う契約）で見受けられた主な不備は以下のとおりである。地方自治法施行令及び横手市契約規則等を再度確認し、適正な事務処理に努められたい。

- ・ 検査調書の決裁区分を誤っている。
- ・ 契約書に添付されている契約事項に不備がある。
- ・ 予定価格調書の作成者及び様式を誤っている。

### (3) 財産管理について

行政財産使用許可事務手続きにおいて、年度初めから使用する行政財産使用料の調定日が4月1日付となっていない課等が見受けられた。地方自治法施行令等を再度確認されたい。

#### (4) 服務事務について

今回の監査でも代休の取得についての誤りや取得されていない課等が見受けられた。人事担当課等を交え対策を講じられたい。

また、事務引継において、監査指摘事項（様式第5号）を添付していない状況が見受けられた。事務引継等要領を再度確認されたい。

## 6 まとめ

今回の監査の結果、前述のような改善を要する点や書類等の不備が見受けられた。日常の事務執行にあたっては、法令等をその都度確認して適正な事務処理に努められたい。

また、各課等においては、他部署が受けた指摘事項についても全庁的なものとして捉え、将来にわたり同様の指摘を受けることのないよう、管理職員をはじめとした組織的なチェック体制の確立と指導を徹底されたい。

軽易な事項については監査会場において、その都度関係職員に改善を指示したので記述を省略する。

## 別添 監査の結果

### (1) 財務部

課名等	監査の結果
財政課	指摘事項なし

### (2) まちづくり推進部

課名等	監査の結果
交流促進施設オアシス館	指摘事項なし
地域農産物等活用型総合交流促進施設ふるさと館	1 契約事務 着手届、工程表、完了届を所属長に供覧していない。
総合交流促進施設さかえ館	軽易な指摘事項はあったものの、おおむね適正と認められた。
総合交流促進施設あさくら館	1 服務事務 私有車の公務使用において、横手市職員の出張に係る交通手段及びその取扱いに関する規程第7条に基づく私有車登録台帳の整備に不備がある。
総合交流促進施設旭ふれあい館	1 契約事務 契約検査課との合議が必要な随意契約を合議していない。 2 財産管理事務 年度初めから使用する行政財産使用料の調定日が4月1日付となっていない。
横手中央公民館	1 契約事務 (1) 複数単価契約において、予定価格調書の様式を誤っている。 (2) 契約書に契印が押印されていない。 2 服務事務 (1) 年次有給休暇請求票の記載に不備がある。 (2) 代休簿を決裁していない。
朝倉公民館	指摘事項なし

課 名 等	監 査 の 結 果
旭公民館	指摘事項なし
栄公民館	指摘事項なし
境町公民館	指摘事項なし
黒川公民館	指摘事項なし

(3) 農林部

課 名 等	監 査 の 結 果
農業振興課	指摘事項なし
農林整備課	指摘事項なし
食農推進課	指摘事項なし

(4) 商工観光部

課 名 等	監 査 の 結 果
商工労働課	指摘事項なし
女性センター	1 契約事務 (1) 予定価格調書の作成者を誤っている。 (2) 契約書の遅延利息の率を誤っている。
企業誘致課	指摘事項なし
観光おもてなし課	1 契約事務 検査調書の決裁権者を誤っている。 2 財産管理事務 年度初めから使用する行政財産使用料の調定日が4月1日付となっていない。
横手の魅力営業課	指摘事項なし

(5) 議会事務局

課名等	監査の結果
議会事務局	指摘事項なし

(6) 教育委員会事務局

課名等	監査の結果
図書館課	指摘事項なし